

音更町商工会と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学との
連携に関する協定書

音更町商工会（以下「甲」という。）と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）は、連携に関し、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携のもとに、広く地域の課題解決に取り組むこと、地域の活性化に取り組むこと、また、その過程に学生の教育課程を連動させることで、地域の課題解決並びに学生の学習成果を向上させることを通じて、地域社会への貢献、産学連携や振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 地域の課題解決に関する事
- (2) 学生のアクティブラーニングに関する事
- (3) 産学連携に関する事
- (4) 地域の活性化に関する事
- (5) インターンシップに関する事
- (6) その他、両者が合意する連携事業に関する事

（実施方法）

第3条 前条に定める連携事項の具体的実施は、その都度甲乙で協議の上、実施するものとする。

2 本協定に定める連携事業の実施に当たっての具体的連携機関に、甲の会員企業等を含めることができるものとする。ただし、甲と乙の承認を得ること。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2014（平成26）年4月1日

甲

河東郡音更町大通6丁目6番地

音更町商工会

会長

吉本隆嗣



乙

河東郡音更町希望が丘3番地3

学校法人帯広大谷学園

帯広大谷短期大学

学長

田中厚

